

東アジアにおける都市化問題プロジェクト 2025（令和 7）年度における研究成果のあらまし

このプロジェクトは、2022 年度まで当センターで実施した「原子力に関する国境を越えた住民参加システムの構築に向けた国際共同研究プロジェクト」で得られた都市における合意形成のメカニズムに関する知見を活用して研究を進めています。



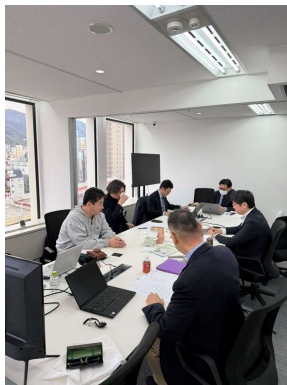
この研究プロジェクトの特徴は、従来学際的研究が叫ばれつつも、現実には法学、政治学という学問領域のみならず、法学、政治学の領域内でも対話が十分には行われてこなかったという状況に鑑みて、この 2 つの領域内の様々な専門分野を持つ研究者が一堂に会して議論することにあります。具体的には、現在、民法、

行政法、政治学、行政学のそれぞれの研究者が参加しています。

そこで、本年度は、まず昨年度 6 月に開催された日本公共政策学会の「企画委員会セッション:超高齢社会と公共政策—法学の観点から—」での討論を踏まえて、9 月に都市における高齢化に伴って発生する課題の 1 つである意思能力を欠く個人に対する対応に焦点を当てた研究会を、新潟大学駅南キャンパスときめいとで開催しました。橋口祐介甲南大学教授は、「遺言能力と判断の合理性について」、宮森征司新潟大学准教授は、「地域福祉分野における情報共有（連携）と個人情報保護-公私協働論の観点から-」、馬場健新潟大学教授

は「イギリスにおける選挙権と意思無能力の関係」についておのこの報告して意見交換を行いました。この報告内容を含めて、来年度には書籍化が予定されています（北村喜宣編著『「意思能力を欠く者」に対する行政対応の現状と課題』（仮題、勁草書房））。

次に、2月には、都市における医療環境と法制度をめぐる諸課題についての日韓共同研究会を新潟大学五十嵐キャンパスで開催しました。韓国側からは黄智恵漢陽



大学法学研究所公共安全政策センター/研究副教授が「イギリスと韓国の公的医療機関法制の比較」、日本側からは宮森准教授が「日本における公立病院の経営形態:地方独法化、統合・連携の取組」と題してそれぞれ報告が行われると共に、3国における医療環境をめぐる制度についての比較検討が行われました。

さらに同月、神戸市 KOBE Co CREATION CENTER において、都市における公私協働に関する研究会を開催しました。橋口教授が「公共住宅をめぐる公法的規制と民法原理の交錯—公共住宅法制を俯瞰する試み」、馬場教授が「PFI の祖型—19 世紀における地域的個別法の適用を例として」というテーマで報告を行い、都市管理における法制度をめぐる意見交換が行われました。この報告に基づいて、来年度 6 月法政大学を会場に開催される日本公共政策学会の企画委員会セッション「公企業法と公共施設法の交錯（仮）」において、宮森准教授、橋口、馬場両教授が登壇して議論を深めることになっています。

さらに同月、神戸市 KOBE Co CREATION CENTER において、都市における公私協働に関する研究会を開催しました。橋口教授が「公共住宅をめぐる公法的規制と民法原理の交錯—公共住宅法制を俯瞰する試み」、馬場教授が「PFI の祖型—19 世紀における地域的個別法の適用を例として」というテーマで報告を行い、都市管理における法制度をめぐる意見交換が行われました。この報告に基づいて、来年度 6 月法政大学を会場に開催される日本公共政策学会の企画委員会セッション「公企業法と公共施設法の交錯（仮）」において、宮森准教授、橋口、馬場両教授が登壇して議論を深めることになっています。